

**厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」
2023年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項**

1. 研修の位置づけ

本研修は、「厚生労働省高齢者権利擁護等推進事業」の「介護施設・サービス事業者の権利擁護推進事業」の一環である「看護職員研修」の「看護指導者養成研修」である。

2. 研修目的（令和4年3月28日老発第0328第7号厚生労働省老健局長通知「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」の「看護指導者養成研修」に基づく）

- 1) 高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
- 2) 受講者が従事する介護施設等での実践、研修および各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、教育技術を習得する。
- 3) 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進するための人脈づくりの機会になる。

3. 開催方法 講義動画の配信とZoomによるオンライン（リアルタイム配信）

4. 開催日程

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1) 講義動画の配信 | 8月18日（金）～10月18日（水） |
| 2) Zoomによるオンライン研修 | 1日目：11月17日（金）9時30分～16時00分 |
| | 2日目：12月21日（木）14時00分～16時30分 |

5. 応募期間 6月14日（水）～6月29日（木）

6. 定員 100名

7. 受講料 1人50,000円（税込・参考テキスト代含む）

8. 受講要件 1)～3)のいずれかを満たす者

- 1) 介護施設等に勤務する看護師で、看護の指導的立場にある者
- 2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」への参画が期待できる看護師
- 3) 介護施設等に勤務する看護師で、研修修了後に自施設等で「看護実務者研修」の実施が期待できる者

※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

※原則として、都道府県の推薦によること

※インターネットを活用したオンライン研修となるため、以下の環境が必要になります。

- ① Zoomアプリが使用できるパソコン（マイクとカメラ機能が内蔵または接続可能なもの）を1人1台準備
- ② パソコンはメーカー（Microsoft・Apple等）がサポートしているOSを搭載し、CPUはデュアルコア2GHz以上を推奨
- ③ インターネットの通信環境の確保（通信容量無制限など）

9. 研修プログラム 別紙参照

10. 受講の進め方

- 1) 講義動画を視聴し、学習カードを提出する。
- 2) Zoom を用いたオンライン研修（リアルタイム配信）1 日目で、ネットワーキングとしての意見交換と個人ワークに向けた演習を実施する。
- 3) 在宅もしくは施設で、研修計画書立案の個人ワークを実施する。
- 4) Zoom を用いたオンライン研修（リアルタイム配信）2 日目に個人ワークの成果を発表する。

11. 研修修了証の発行 日本看護協会長名による研修修了証を発行する。

※学習カードの提出かつ Zoom によるオンライン研修の出席時間 4/5 以上

12. 申込方法および受講決定通知方法

- 1) 各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において、推薦者を決定する。推薦者の選定については、都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の都道府県支部と十分な連携を図る。
- 2) 推薦者が複数の場合は、各都道府県主管部局（高齢保健福祉担当）において、推薦順位を決定する。
- 3) 所定の「申込用紙」に必要事項を記入の上、応募期間内に申込先へ郵送またはメールで、各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）から提出する。

※本年度、研修の委託を予定していない都道府県において受講希望者があった場合については、受講要件を満たす場合、自費による参加も受付けることとする。その際も公費による推薦と同様の方法に即して、各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）により推薦手続きを行うものとする。

【申込先】〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1-4F

日本看護協会神戸研修センター総務管理部

E-mail : kobeonline@nurse.or.jp

- 4) 応募期間終了後、1 か月以内に各都道府県主管部局（高齢保健福祉担当）及び被推薦者本人へ受講通知（採否通知）を送付する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。
- 5) 応募者多数の場合は、次の条件で選定する。
 - ① 推薦者のうち受講料が公費の者を優先する。
 - ② ①で定員を超えた場合は、受講料が公費の者のうち、各都道府県の推薦順位の上位者より定員に達するまで選定する。
 - ③ ①②で定員を満たさない場合は、受講料が自費の者を受け付ける。①②を除外した過去3年間の本研修修了者数が下位の都道府県から、各都道府県の推薦順位の上位者より定員に達するまで選定する。なお、定員を下回ることがないよう、キャンセルを踏まえ1割増を目途に選定する。

13. 問合せ先

1) 研修内容に関すること

日本看護協会神戸研修センター教育研修部 継続教育課 TEL 078-230-3254

2) 申込方法に関すること

日本看護協会神戸研修センター総務管理部 TEL 078-230-3250

**厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」
2023年度「介護施設等における看護指導者養成研修」プログラム(予定)**

【研修目的】

1. 高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
2. 受講者が従事する介護施設等での実践、研修および各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、教育技術を習得する。
3. 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進するための人脈づくりの機会になる。

講義動画の配信		
配信期間：8月18日(金)～10月18日(水)		
時間(分)	内容	講師 (敬称略・所属施設名)
45	講義) ●介護保険制度と看護職の役割① ・高齢者を取り巻く社会環境の理解 ・地域包括ケアシステムにおける介護保険施設の役割 ・介護保険制度の基本 ●介護保険制度と看護職の役割② ・介護保険施設等における看護職員の役割 ・生活の場で提供する看護の特徴 ・尊厳の保持と自立支援 ・組織の理解と多職種による支援	今村 仁美 (厚生労働省老健局 高齢者支援課)
45	講義) ●養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための取り組み ・虐待発生時の要因分析・再発防止 ・疾理解のための研修 ・虐待防止検討委員会の体制整備 ●身体的拘束等の廃止に向けた取り組み	杉浦 淑美 (医療法人社団三和 会 介護老人保健施 設 ジェロントピア 菊華)
45	講義) ●地域における権利擁護等の情報共有・連携とネットワーク 構築の推進 ・地域包括ケアにおける他施設・多職種との連携	田口 将人 (医療法人和光会)
45	講義) ●高齢者の心身の理解 ・高齢者の心身の特徴とフィジカルアセスメント ・高齢者によくみられる疾患 ●認知症高齢者の理解と看護 ・認知症の医学的理解 ・認知症の人の生活のアセスメントと支援 ・認知症の人の家族の理解と支援	松本 佐知子 (日本赤十字看護大 学さいたま看護学 部)
45	講義) ●利用者の尊厳ある生活を支える看護①：権利擁護と意思決定 支援 ・尊厳の保持と権利擁護の考え方 ・意思決定支援 ・自己決定と尊厳を守るケア ●利用者の尊厳ある生活を支える看護②：看取りケアの推進 ・高齢者の看取り期の特徴 ・多職種連携による看取りケア ・看取り期における家族支援 ●所属施設や地域における相談・教育のポイント	長谷川 美智子 (公益社団法人京都 保健会京都民医連 中央病院)

45	講義) ●利用者の安全な生活を支える看護①：事故防止対策 ・介護事故防止のためのケア ・介護事故防止のための体制整備と事故発生時の対応 ●所属施設や地域における相談・教育のポイント	吉井 靖子 (社会福祉法人長岡福祉協会 高齢者総合ケアセンターこぶし園)
45	講義) ●利用者の安全な生活を支える看護②：急変時対応 ・高齢者の急変時の特徴と観察の視点 ・急変時の対応と医療機関との連携 ●所属施設や地域における相談・教育のポイント	松本 佐知子 (前掲)
45	講義) ●利用者の安全な生活を支える看護③：感染管理対策 ・施設内における感染管理体制整備と教育 ・高齢者の特性に沿った観察と対応 ●所属施設や地域における相談・教育のポイント	三浦 利恵子 (社会医療法人美杉会 佐藤病院)

Zoom によるオンライン [リアルタイム配信]

1 日目： 11 月 17 日 (金) 9 時 30 分～16 時 00 分

時間 (分)	内容	講師 (敬称略・所属施設名)
9:30～9:40 (10)	●オリエンテーション ●オンライン研修のガイダンス	研修担当者
9:40～9:50 (10)	挨拶) ●介護施設等の看護職に期待されること ・受講者への期待	田母神 裕美 (公益社団法人 日本看護協会)
9:50～10:30 (40)	講義) ●高齢者の権利擁護の視点から (法的側面)	児玉 安司 (新星総合法律事務所)
10:30～10:35 (5)	休憩	
10:35～11:20 (45)	講義) ●介護施設等における看護の人材育成① ・目指す看護職員像と求める能力 ・介護施設等における継続教育の体制 ・実践事例	調整中
11:20～11:25 (5)	休憩	
11:25～12:10 (45)	講義) ●介護施設等における看護の人材育成② ・研修企画・運営・評価の基本的な考え方	辻本 雄大 (クリアケア訪問看護ステーション)
12:10～13:10 (60)	昼休憩	
13:10～13:40 (30)	実践報告) ●自治体が開催の「看護実務者研修」 「看護実務者研修」の企画から実施までのプロセス	本研修修了者
13:40～13:45 (5)	休憩	
13:45～14:35 (50)	演習) ●高齢者虐待防止や権利擁護に関する意見交換 ●地域の連携状況についての共有	演習支援者〈受講者 5 名につき 1 名〉
14:35～14:40 (5)	休憩	
14:40～16:00 (80)	演習) ●演習オリエンテーション ●「看護実務者研修」の企画・プログラム立案	演習支援者〈受講者 5 名につき 1 名〉
16:00～16:30 (30)	【自由参加】6 地区にわかれて近隣都道府県の受講者との交流 ※この時間は研修の出席時間に含まれません。	

個人ワーク

Zoom によるオンライン [リアルタイム配信]

2 日目：12 月 21 日（木曜日）14 時 00 分～16 時 30 分

時間（分）	内容	講師 （敬称略・所属施設名）
14:00～14:05 (5)	●オリエンテーション	研修担当者
14:05～16:30 (145)	演習) ●全体共有 ●まとめ	演習支援者〈受講者 5 名につき 1 名〉

《演習支援者》

杉浦 淑美（前掲）
田口 将人（前掲）
辻本 雄大（前掲）
三浦 利恵子（前掲）
吉井 靖子（前掲）

他